

平成21年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成21年4月～22年3月)

平成22年8月
金融庁



<業務支援基盤整備に係る政策>



平成21年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、総務企画局市場課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 (平成21年度実績評価書34頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅰ-1-(1)</p>																																		
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、モニタリング・システムの機能強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとする。</p>																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっている。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(効率性) オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができた。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 金融機関のリスク管理の高度化 金融機能強化法の適切な運用 早期健全化法の適切な運用 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1361 1254 1662"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> <th>22年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td rowspan="4">各業態の健全性指標(自己資本比率)</td> <td rowspan="4">%</td> <td>主要行等</td> <td>12.3</td> <td>12.4</td> <td>15.8</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>地域銀行</td> <td>10.3</td> <td>10.5</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>11.7</td> <td>11.8</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>信用組合</td> <td>9.9</td> <td>10.1</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年3月末	21年3月末	22年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等	12.3	12.4	15.8		金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。	地域銀行	10.3	10.5	11.3	信用金庫	11.7	11.8	12.3	信用組合	9.9	10.1	10.9
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																						
				20年3月末	21年3月末	22年3月末																														
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等	12.3	12.4	15.8		金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																												
			地域銀行	10.3	10.5	11.3																														
			信用金庫	11.7	11.8	12.3																														
			信用組合	9.9	10.1	10.9																														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第169回国会施政方針演説</p>	<p>年月日 平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p>																																	

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：検査局総務課

<p>施策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (平成21年度実績評価書：48頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅰ-1-(2)</p>																																								
<p>施策の概要</p>	<p>ベターレギュレーションを恒久的な検査運営指針として位置づけ、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、平成21検査事務年度検査基本方針に検査マニュアル前文五原則の実践強化を図る旨明記し、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努めることとしたほか、検査重点事項として、経営管理態勢の整備、リスク管理態勢の整備等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施することとした。</p>																																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(有効性) 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があった。</p> <p>(効率性) 当局の人員に限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めたことにより、効果的な検査を実施することができた。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・総合的なリスク管理態勢・適切な内部管理態勢の整備の検証 ・金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等の検証 ・新形態の金融機関に対する検査体制の整備 ・金融検査の実施に関する基準策定等に係る体制の整備 ・中小企業向け円滑化のための検査体制の整備 ・法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="435 1462 1246 1877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務かつ適切な運営を確保すること。</td> <td>オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち、「1」または「2」と回答された割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>99.3</td> <td>98.1</td> <td>98.7</td> <td>毎年度</td> <td>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融期間の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査実績件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>647</td> <td>585</td> <td>621</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査指摘内容</td> <td></td> <td colspan="3">※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	金融機関の業務かつ適切な運営を確保すること。	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち、「1」または「2」と回答された割合	%		99.3	98.1	98.7	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融期間の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。		検査実績件数	件		647	585	621				検査指摘内容		※ 左記指標は、定性的指標である。					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				19年度	20年度	21年度																																				
金融機関の業務かつ適切な運営を確保すること。	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち、「1」または「2」と回答された割合	%		99.3	98.1	98.7	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融期間の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																																		
	検査実績件数	件		647	585	621																																				
	検査指摘内容		※ 左記指標は、定性的指標である。																																							
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																							

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 (平成21年度実績評価書：58頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策 I-2-(1)</p>																													
<p>施策の概要</p>	<p>預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの精度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止の施策を実施していく。</p>																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(効率性) 各財務局を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止を図ることができた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の周知徹底のための広報活動 ・預金保険法第102条の適切な運用 ・名寄せデータの精度の維持・向上 ・関係機関との連携強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="435 1462 1246 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること</td> <td>預金保険制度の国民の認知度</td> <td>%</td> <td></td> <td>81.3</td> <td>81.2</td> <td>79.2</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td>預金取扱金融機関への検査</td> <td></td> <td>281</td> <td>255</td> <td>170</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	%		81.3	81.2	79.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査		281	255	170	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																	
				19年度	20年度	21年度																									
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	%		81.3	81.2	79.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。																							
	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査		281	255	170																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																												

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：

総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課
国際会計調整室、監督局総務課国際監督室

評価実施時期：平成22年8月

施策名	国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (平成21年度実績評価書：65頁)		施策体系上の位置付け																														
			施策 I-2-(2)																														
施策の概要	<p>金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</p>																																
施策に関する評価 結果の概要と達成す べき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に、積極的に参加していくことが必要である。また、国際的な金融監督のルールの策定等への積極的な参加により、我が国の金融機関だけでなく我が国の国益にかなうルール策定に繋げることが期待される。</p> <p>(有効性) 金融庁が参画している各国際金融監督機関等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、EPA及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効である。</p> <p>(効率性) 国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に発言していくことが、より効率的である。また、監督当局間の連携強化にあたっては、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> 国際金融監督機関等における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 海外監督当局との連携強化等 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献 </p>																																
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること</td> <td>金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数	%						国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。	※左記指標は、定性的指標である。							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				19年度	20年度	21年度																											
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数	%						国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																									
※左記指標は、定性的指標である。																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														
	第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)首脳声明	2009年9月24日～25日	<ul style="list-style-type: none"> 銀行資本の量と質の双方を改善し、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することをコミット。 これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施。 																														

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：

評価実施時期：平成22年8月

総務企画局総務課国際室、監視委員会総務課

施策名	新興市場国の金融当局への技術支援 (平成21年度実績評価書：79頁)		施策体系上の位置付け																						
			施策 I - 2 - (3)																						
施策の概要	世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、わが国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していく。																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定化を図ることは、わが国にとって極めて重要であるが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情であるため、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要がある。</p> <p>(有効性) 各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ている。</p> <p>(効率性) アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応えたものとなっている。また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等により、短期間に集中的な講義を行うことが可能となっている。</p> <p>(反映の方向性) ・技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み</td> <td>研修生に対するアンケート調査の結果</td> <td>%</td> <td>(有効性) 欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み	研修生に対するアンケート調査の結果	%	(有効性) 欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
19年度					20年度	21年度																			
技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み	研修生に対するアンケート調査の結果	%	(有効性) 欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						
	新成長戦略	平成21年12月30日	アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、日本の経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要。同時に、国内でも、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要。																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 (平成21年度実績評価書：84頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-1(1)</p>																																																																																							
<p>施策の概要</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指している。 このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要がある。</p>																																																																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる資産運用の機会が国民に提供されることが必要である。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「振り込み詐欺救済法」、「預貯金者保護法」等の整備及び円滑な施行・運用など、利用者保護の取組みを進める必要がある。</p> <p>(有効性) 「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の第3段階施行等の制度整備が着実に行われているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込み詐欺の認知件数・被害総額の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われている。 また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等のうち、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数やP I O-N E Tにおける苦情・相談の受付件数、金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数が減少するなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の成果があった。</p> <p>(効率性) 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、「振り込み詐欺救済法」の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性) ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 947 1193 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準(年)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標(年)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること</td> <td>金融サービスの利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td>52,875</td> <td></td> <td rowspan="7">金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> <tr> <td>各業界団体における苦情・相談の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>219,456</td> <td>217,876</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>44,928</td> <td>35,461</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PIO-NETにおける苦情・相談の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>180,317</td> <td>176,513</td> <td>157,157</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況</td> <td rowspan="2">百万円</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>657(注1)</td> <td>2190(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>290</td> <td>145</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">偽造キャッシュカードによる被害発生等の状況</td> <td rowspan="2">件</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>434</td> <td>277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>百万円</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>290</td> <td>145</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率</td> <td rowspan="2">ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>75.7</td> <td>80.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>42.1</td> <td>44.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)平成20年度中に預金保険機構が実施した公告(計9回、延べ345金融機関分)による。 (注2)平成21年度中に預金保険機構が実施した公告(計25回、延べ359金融機関分)による。</p>			達成目標	指標名	単位	基準(年)	実績値			目標(年)	達成目標・指標の	19年度	20年度	21年度	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融サービスの利用者相談室における相談等の受付状況	件		45,873	51,640	52,875		金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。	各業界団体における苦情・相談の受付状況	件		—	219,456	217,876		金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等の受付状況	件		—	44,928	35,461		PIO-NETにおける苦情・相談の受付状況	件		180,317	176,513	157,157		振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	百万円			—	657(注1)	2190(注2)				—	290	145		偽造キャッシュカードによる被害発生等の状況	件			—	434	277		百万円			—	290	145		金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)			—	75.7	80.1		生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)			—	42.1	44.1	
達成目標	指標名	単位	基準(年)					実績値					目標(年)	達成目標・指標の																																																																											
				19年度	20年度	21年度																																																																																			
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融サービスの利用者相談室における相談等の受付状況	件		45,873	51,640	52,875		金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。																																																																																	
	各業界団体における苦情・相談の受付状況	件		—	219,456	217,876																																																																																			
	金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等の受付状況	件		—	44,928	35,461																																																																																			
	PIO-NETにおける苦情・相談の受付状況	件		180,317	176,513	157,157																																																																																			
	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	百万円			—	657(注1)	2190(注2)																																																																																		
					—	290	145																																																																																		
	偽造キャッシュカードによる被害発生等の状況	件			—	434	277																																																																																		
百万円					—	290	145																																																																																		
金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)			—	75.7	80.1																																																																																			
		生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)			—	42.1	44.1																																																																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																																																																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、
総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 (平成21年度実績評価書：96頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-(2)</p>																																							
<p>施策の概要</p>	<p>国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。</p>																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性) 金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、中小企業円滑法の施行や国民に資産運用の機会を提供する環境を整備する観点等から、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、継続して高い水準にあり、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができた。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要部数全てを配布することで各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が着実に進んでいる。これらことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があった。</p> <p>(効率性) 金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイト媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・金融経済教育の充実 ・当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ・金融行政に関する広報の充実 ・多重債務者のための相談体制等の整備</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1473 1262 1818"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>国民の金融知識の状況</td> <td>%</td> <td>36.6 20年度</td> <td>37.5</td> <td>36.6</td> <td>36.8</td> <td rowspan="4">20年度より向上 多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> <tr> <td>シンポジウムの開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>5 ※</td> <td>4 ※</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>パンフレットの配布実績</td> <td>部</td> <td></td> <td>62万 ※</td> <td>18万 ※</td> <td>23万</td> </tr> <tr> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td>52,875</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※については事務年度(7月～翌年6月末)</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	36.6 20年度	37.5	36.6	36.8	20年度より向上 多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。	シンポジウムの開催実績	回		5 ※	4 ※	6	パンフレットの配布実績	部		62万 ※	18万 ※	23万	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		45,873	51,640	52,875
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																											
				19年度	20年度	21年度																																			
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	36.6 20年度	37.5	36.6	36.8	20年度より向上 多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																																		
	シンポジウムの開催実績	回		5 ※	4 ※	6																																			
	パンフレットの配布実績	部		62万 ※	18万 ※	23万																																			
	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		45,873	51,640	52,875																																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日 平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。</p>																																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立 (平成21年度実績評価書：112頁)		施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-(3)																						
	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要である。そこで、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p>																								
施策の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増している。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があった。</p> <p>(効率性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られる。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資する。</p> <p>(反映の方向性) ・ 厳正かつ迅速な行政処分 ・ 金融機関等の業務改善に向けた取組みの促進 ・ 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止 ・ 金融機関等やその利用者への情報提供</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> <th>22年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>4,382</td> <td>4,420</td> <td>3,165</td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年3月末	21年3月末	22年3月末	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		4,382	4,420	3,165		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				20年3月末	21年3月末	22年3月末																			
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		4,382	4,420	3,165		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 (平成21年度実績評価書：120頁)	施策体系上の位置付け																																																																										
		施策Ⅱ-1-(4)																																																																										
施策の概要	金融機関は、利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、預金口座の不正利用対策や、偽造キャッシュカード等による被害の防止策を講じる必要がある。このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととする。																																																																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融機関に対する各種情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預金口座の不正利用防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要な施策である。</p> <p>(有効性) 金融機関に対する各種情報提供や業界団体を通じた当該問題への取組みの要請は、金融機関において、犯罪に関する適切な現状分析が可能になるとともに認識の共通化が図られ、金融機関における被害の防止に向けた取組みを促すことになり、犯罪の未然防止や被害者保護のために有効である。</p> <p>(効率性) 金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 預金口座の不正利用問題に対する適切な対応についての検討等 振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等のフォローアップ実施 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること</td> <td>口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数</td> <td>利用停止 (件数)</td> <td></td> <td>41,972</td> <td>46,731</td> <td>40,475</td> <td></td> <td rowspan="7">利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>強制解約等 (件数)</td> <td></td> <td>32,417</td> <td>38,646</td> <td>31,978</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</td> <td>情報提供件数</td> <td></td> <td>3,482</td> <td>5,019</td> <td>4,427</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況</td> <td>被害者に対する支払額 (百万円)(注1)</td> <td></td> <td>-</td> <td>657</td> <td>2,190</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</td> <td>偽造キャッシュカード (%) (注2)</td> <td></td> <td>96.3</td> <td>97.6</td> <td>96.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>盗難キャッシュカード (%) (注2)</td> <td></td> <td>56.3</td> <td>53.3</td> <td>52.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率</td> <td>ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)</td> <td>63.9 (19年度)</td> <td>63.9</td> <td>75.7</td> <td>80.1</td> <td rowspan="2">前年度 (20年度)実績より向上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)</td> <td>33.2 (19年度)</td> <td>33.2</td> <td>42.1</td> <td>44.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)21年度中に預金保険機構が実施した公告(計25回、延べ359金融機関分)による。 (注2)21年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合(件数ベース)。(金融機関において調査・検討中のものを除く) (注3)各年度末におけるATM台数に占める割合。</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数	利用停止 (件数)		41,972	46,731	40,475		利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。		強制解約等 (件数)		32,417	38,646	31,978			金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	情報提供件数		3,482	5,019	4,427			振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	被害者に対する支払額 (百万円)(注1)		-	657	2,190			偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード (%) (注2)		96.3	97.6	96.5			盗難キャッシュカード (%) (注2)		56.3	53.3	52.0			金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)	63.9 (19年度)	63.9	75.7	80.1	前年度 (20年度)実績より向上		生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)	33.2 (19年度)	33.2	42.1	44.1
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																														
19年度				20年度	21年度																																																																							
金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数	利用停止 (件数)		41,972	46,731	40,475		利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。																																																																				
		強制解約等 (件数)		32,417	38,646	31,978																																																																						
	金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	情報提供件数		3,482	5,019	4,427																																																																						
	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	被害者に対する支払額 (百万円)(注1)		-	657	2,190																																																																						
	偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード (%) (注2)		96.3	97.6	96.5																																																																						
		盗難キャッシュカード (%) (注2)		56.3	53.3	52.0																																																																						
	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)	63.9 (19年度)	63.9	75.7	80.1	前年度 (20年度)実績より向上																																																																					
		生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注3)	33.2 (19年度)	33.2	42.1	44.1																																																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																									

平成21年度実績評価書要旨

担当部署名：証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (平成21年度実績評価書：128頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(1)</p>																																																										
<p>施策の概要</p>	<p>取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、情報収集・分析、取引審査、調査・検査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。</p>																																																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 市場における金融商品取引の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、適正かつ実効性の高い市場監視を実施する必要がある。特に、世界的な金融危機後の現在の市場環境においては、不公正取引のリスクが増大しており、また実際に摘発される不公正取引の件数の増加、複数の不公正取引にまたがる複合的な事案の増加に鑑みると、実効性のある市場監視の必要性は、ますます高まっている。</p> <p>(有効性) 情報収集・分析、取引審査、調査・検査といった証券監視委の持つ機能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、法令違反等が認められた場合には、行政処分の勧告や犯則事件として告発を行うなど厳正に対処した。これらの対応が、検査・調査対象業者の改善・是正のほか、金融庁等の関係当局や自主規制機関の諸施策への反映、さらには、一般投資家等に対する注意喚起となったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不公正な取引等の未然防止として有効に機能している。</p> <p>(効率性) 我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、①新たなリスクの分析、②状況に応じた機動的な検査及び調査手法の確立、③意見交換・講演や各種広報媒体等を利用した情報発信、④自主規制機関との双方向の連携等、証券監視委の各機能の工夫・活用を図った結果、効率的な市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけが実施できた。</p> <p>(反映の方向性) ・市場を取り巻く環境変化に的確に対応するための、審査、検査、調査のより実効性ある監視態勢の構築及び国内外の関係当局等との連携強化に必要な人員の確保。 ・金融庁の企画部局における、マーケットの状況や諸外国の動向等を踏まえた、空売りポジション報告・公表制度の総合的検討。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1146 1214 1861"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19事務年度</th> <th>20事務年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る</td> <td>情報受付状況</td> <td rowspan="2">件</td> <td rowspan="8"></td> <td>5,841</td> <td>6,412 (1,752)</td> <td>7,118</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8">市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、投資者の保護を図る。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成し、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献する。そのため、機動的・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、市場監視に取り組みとともに、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じている現状を踏まえ、自主規制機関及び海外当局等と連携し、迅速かつ機動的な対応を行っていく。</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施状況</td> <td>1,098</td> <td>1,031 (276)</td> <td>749</td> </tr> <tr> <td>証券検査実施状況</td> <td rowspan="2">法人等</td> <td>233</td> <td>228 (69)</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>証券検査に係る勧告の実施状況</td> <td>28</td> <td>18 (4)</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査に係る勧告の実施状況</td> <td rowspan="4">件</td> <td>21</td> <td>20 (10)</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>開示検査に係る勧告の実施状況</td> <td>10</td> <td>12 (5)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>犯則事件の告発の実施状況</td> <td>10</td> <td>13 (4)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>建議の実施状況</td> <td>0</td> <td>4 (4)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>講演会等の実施状況</td> <td></td> <td></td> <td>125</td> <td>150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 19～20年度は事務年度(7月～翌年6月)ベース、21年度は会計年度(4月～翌年3月)ベースの計数 (注2) 20事務年度()書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19事務年度	20事務年度	21年度	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る	情報受付状況	件		5,841	6,412 (1,752)	7,118		市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、投資者の保護を図る。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成し、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献する。そのため、機動的・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、市場監視に取り組みとともに、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じている現状を踏まえ、自主規制機関及び海外当局等と連携し、迅速かつ機動的な対応を行っていく。	取引審査実施状況	1,098	1,031 (276)	749	証券検査実施状況	法人等	233	228 (69)	216	証券検査に係る勧告の実施状況	28	18 (4)	21	課徴金調査に係る勧告の実施状況	件	21	20 (10)	43	開示検査に係る勧告の実施状況	10	12 (5)	10	犯則事件の告発の実施状況	10	13 (4)	17	建議の実施状況	0	4 (4)	4	講演会等の実施状況			125	150	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																														
				19事務年度	20事務年度	21年度																																																						
市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る	情報受付状況	件		5,841	6,412 (1,752)	7,118		市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、投資者の保護を図る。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成し、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献する。そのため、機動的・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、市場監視に取り組みとともに、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じている現状を踏まえ、自主規制機関及び海外当局等と連携し、迅速かつ機動的な対応を行っていく。																																																				
	取引審査実施状況			1,098	1,031 (276)	749																																																						
	証券検査実施状況	法人等		233	228 (69)	216																																																						
	証券検査に係る勧告の実施状況			28	18 (4)	21																																																						
	課徴金調査に係る勧告の実施状況	件		21	20 (10)	43																																																						
	開示検査に係る勧告の実施状況			10	12 (5)	10																																																						
	犯則事件の告発の実施状況			10	13 (4)	17																																																						
	建議の実施状況			0	4 (4)	4																																																						
講演会等の実施状況			125	150																																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>G20サミット首脳声明</p> <p>金融・資本市場に係る制度整備について</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年9月24日 平成21年9月25日</p> <p>平成22年1月21日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>(店頭デリバティブ市場の改善) 我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。</p> <p>(証券会社の連結規制・監督等) 我が国としても、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社、特に国際的に活動する証券会社グループについては、(略)適切な経営管理の下、グループ・ベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが必要である。</p>																																																									

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局市場課、監督局証券課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 (平成21年度実績評価書：147頁)	施策体系上の位置付け																																					
		施策Ⅱ-2-(2)																																					
施策の概要	我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要がある。我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引所等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要である。</p> <p>(有効性) 金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等が行われたほか、日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター」が、認定投資者保護団体の認定を受けるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進んでいる。こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながったものである。 他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が高水準にあることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(効率性) 市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出を必要とするものではない。 21年6月に「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディーグループ報告」を公表したが、周知にあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めている。</p> <p>(反映の方向性) ・自主規制機関との適切な連携等 ・取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能強化及び自主規制機能強化への取組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること</td> <td>金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>11,819</td> <td>16,160</td> <td>14,075</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> <tr> <td>認定投資者保護団体の認定状況等</td> <td>件</td> <td></td> <td>7,211</td> <td>9,511</td> <td>8,323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況	件		11,819	16,160	14,075		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。	認定投資者保護団体の認定状況等	件		7,211	9,511	8,323					2	1	2		
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																									
19年度				20年度	21年度																																		
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況	件		11,819	16,160	14,075		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																															
	認定投資者保護団体の認定状況等	件		7,211	9,511	8,323																																	
				2	1	2																																	
関係する施政方針演説等演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 (平成21年度実績評価書：153頁)		施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(3)																						
	<p>施策の概要</p> <p>我が国の会計基準は、ASBJにおいて精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっているが、IFRSを中心とした会計基準の国際的なコンバージェンスに的確に対応するために、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく。</p> <p>一方で、金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、IFRSの我が国企業への任意適用や強制適用の是非の判断等について、企業会計審議会における議論等を通じ、意見書の公表による意見集約の結果を踏まえた対応を着実に実施していく。</p> <p>また、高品質のグローバルな会計基準の実現、国際財務報告基準財団（IFRS財団（IFRSF））（旧国際会計基準委員会財団（IASCF））におけるガバナンス強化に向けて、海外当局とも連携して積極的に関与していく。</p> <p>さらに、コーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、内外市場関係者等との議論や指摘をも踏まえ、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みを行う。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、国際的な動向や環境の変化、取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（非上場会社の会計基準や個別財務諸表の取扱いに関する検討等）を行う必要がある。</p> <p>（必要性） 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、昨今の金融危機を受けて開催されたG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められている。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要がある。</p> <p>さらに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みを行っていく必要がある。</p> <p>なお、金融・資本市場の公正性・透明性の向上により、我が国金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化が見込まれ、日本経済の持続的な成長に貢献していくことも期待される。</p> <p>（有効性） ASBJを中心とした会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>また、上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されたことから、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>（効率性） 金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>（反映の方向性） ・ 国際会計基準設定主体のガバナンス強化への一層の関与 ・ IFRS適用における諸課題の達成状況等の確認（強制適用の対象及び方法、個別財務諸表の取扱い等）</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること</td> <td>企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参照する。</p>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進する。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
19年度					20年度	21年度																			
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進する。																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (平成21年度実績評価書：162頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(4)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る。 また、ディスクロージャー制度に関するQ&Aの公表及び再追加並びに運用の見直しに向けた検討は、ディスクロージャー制度の趣旨等の明確化や、より実効性のある制度の実現に向けた施策である。 さらに、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待される。こうした観点から、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化を推進する。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確・公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠である。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。 また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要である。</p> <p>(有効性) 内部統制報告制度、公開買付制度及び大量保有報告制度に関するQ&Aの公表及び再追加並びに内部統制報告制度導入2年目以降の運用の見直しに向けた検討については、制度の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策である。 開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能している。また、提出された有価証券報告書に対して重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させることにより、適切な開示が行われ、投資者保護に資するものである。 EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与している。</p> <p>(効率性) 内部統制報告制度に関するQ&Aの再追加や運用の見直しに向けた検討は、民間団体に趣旨を説明し、その協力により、集約した要望を参考にして行ったものであり、低コストで効率的に実施できた。 また、EDINETについては、問題のある大量保有報告の早期発見機能を設けたことにより、審査の効率性が図られている。</p> <p>(反映の方向性) ・内部統制報告制度の運用の見直しの検討 ・EDINETの機能拡充(XBR Lの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="438 1541 1225 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>電子開示システム(EDINET)の稼働率</td> <td>%</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>99.9</td> <td></td> <td>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	電子開示システム(EDINET)の稼働率	%		—	—	99.9		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				19年度	20年度	21年度																		
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	電子開示システム(EDINET)の稼働率	%		—	—	99.9		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成 2 1 年度実績評価書要旨

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期：平成22年 8 月

施策名	公認会計士監査の充実・強化 (平成21年度実績評価書：170頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅱ－2－(5)																														
施策の概要	我が国の資本市場が、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（監査に関する国際的動向・公認会計士試験合格者等の活動領域に関する動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(有効性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘等事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっている。</p> <p>(効率性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改定等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準等の整備に係る対応 ・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ・ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ・ 諸外国の監査監督機関との協力・連携 ・ 公認会計士試験の実施の改善 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、主に定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	厳正な会計監査の確保を図ること	品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。	※左記指標は、主に定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																											
厳正な会計監査の確保を図ること	品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																								
※左記指標は、主に定性的指標である。																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 (平成21年度実績評価書：179頁)	施策体系上の位置付け																														
		施策Ⅲ-1-(1)																														
施策の概要	利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、適切な利用者保護を確保しつつ、取引所における取扱商品の多様化や金融商品・サービスの販売チャネルの拡大を進める必要がある。																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、1,400兆円の家計金融資産を活用することは、国民の生活の豊かさの維持のためにも極めて重要であり、質が高く安心できる資産運用の機会を国民に提供していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は増加しているが、業界団体における苦情・相談の受付件数は減少しているほか、金融商品仲介業の登録件数が増加しているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗している。</p> <p>(効率性) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の全面解禁や銀行代理店制度の導入などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことにより、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性) ・銀行等による保険販売規制の見直しについては、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、必要に応じて、弊害防止措置等について所要の見直しを行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状</td> <td>件</td> <td></td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td>52,875</td> <td></td> <td rowspan="2">利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>各業界団体における苦情・相談の受付状</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>219,456</td> <td>217,876</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状	件		45,873	51,640	52,875		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。	各業界団体における苦情・相談の受付状	件		—	219,456	217,876	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																						
				19年度	20年度	21年度																										
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状	件		45,873	51,640	52,875		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。																								
	各業界団体における苦情・相談の受付状	件		—	219,456	217,876																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課、監督局総務課金融会社室

評価実施時期：平成22年8月

施策名	決済システム等の整備	施策体系上の位置付け																														
	(平成21年度実績評価書：186頁)	施策Ⅲ-1-(2)																														
施策の概要	<p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが課題となっている。</p>																															
施策に関する評価 結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、「資金決済に関する法律」の施行状況等を注視し、必要に応じて、同法の内容の更なる周知等を図っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築することが必要である。</p> <p>(有効性) 「資金決済に関する法律」により、主として一般利用者向けの資金決済について、事業者のイノベーションを阻害することなく、安全かつ効率的で利便性の高い資金決済サービスが提供されることが期待できるほか、銀行間の資金決済についても、清算機関が行う清算についての法的安定性が高まり、決済システムの強靱化が期待できる。</p> <p>(効率性) 21年6月24日に公布した「資金決済に関する法律」の円滑な施行に向け、22年3月1日に関係政令・内閣府令等を公布したが、周知にあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めている。</p> <p>(反映の方向性) ・「資金決済に関する法律」の円滑な施行 ・証券決済に係る所要の制度整備</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること</td> <td>振替制度・電子記録債権制度の稼動状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</td> </tr> <tr> <td>資金決済に関する制度の整備状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、定性的指標である。</p>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	振替制度・電子記録債権制度の稼動状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。	資金決済に関する制度の整備状況						
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
19年度					20年度	21年度																										
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	振替制度・電子記録債権制度の稼動状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。																								
	資金決済に関する制度の整備状況																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成 2 1 年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局
(再掲)

評価実施時期：平成22年 8 月

施策名	専門性の高い人材の育成等 (平成21年度実績評価書：192頁)	施策体系上の位置付け																							
		施策Ⅲ－1－(3)																							
施策の概要	国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、我が国市場を巡る周辺環境整備の一環として、専門性の高い人材の育成等について、幅広く取り組む。																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、専門性の高い人材の確保であり、我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律・会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要がある。</p> <p>(有効性) 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があることから、金融庁における取組みは、人材育成のための環境整備が中心となるが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えている。</p> <p>(効率性) 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出は不要である。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についての取組みの充実・改善・検討 ・公認会計士試験受験者の利便性向上 ・公認会計士試験制度についての広報の強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度			%						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																			
		%																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

評価実施時期：平成22年8月

施策名	個人投資家の参加拡大 (平成21年度実績評価書：196頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅲ－1－(4)																																										
施策の概要	少子高齢化が進展する中、今後、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要である。 また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけでなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要である。																																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の効果（個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率等の増加、保険・年金基金の金融資産に占める株式・投資信託の割合の増加）が上がっているが、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中、今後、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要である。</p> <p>(有効性) 個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率等が増加するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合は諸外国に比べると依然低い水準であり、今後も更なる取組みが必要である。</p> <p>(効率性) 金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して投資できる環境の整備 ・「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ・金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）等の充実 ・金融経済教育の充実 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>9.6</td> <td>7.2</td> <td>8.4</td> <td>前年より増加 (21年度末)</td> <td rowspan="4">今後、少子高齢化社会が到来する中で、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>個人の株式売買比率及び株式保有比率</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="3">(売買比率) 24.0 24.1 29.1 (保有比率) 18.7 20.5 20.1</td> <td>前年より増加 (21年度末)</td> </tr> <tr> <td>個人株主数の推移</td> <td>万人</td> <td></td> <td>3,996</td> <td>4,482</td> <td>4,479</td> <td>前年より増加 (21年度末)</td> </tr> <tr> <td>特定口座数の推移</td> <td>万口座</td> <td></td> <td>806</td> <td>847</td> <td>887</td> <td>前年より増加 (21年度末)</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		9.6	7.2	8.4	前年より増加 (21年度末)	今後、少子高齢化社会が到来する中で、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。	個人の株式売買比率及び株式保有比率	%		(売買比率) 24.0 24.1 29.1 (保有比率) 18.7 20.5 20.1			前年より増加 (21年度末)	個人株主数の推移	万人		3,996	4,482	4,479	前年より増加 (21年度末)	特定口座数の推移	万口座		806	847	887	前年より増加 (21年度末)
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																															
			19年度	20年度	21年度																																							
個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		9.6	7.2	8.4	前年より増加 (21年度末)	今後、少子高齢化社会が到来する中で、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。																																				
	個人の株式売買比率及び株式保有比率	%		(売買比率) 24.0 24.1 29.1 (保有比率) 18.7 20.5 20.1			前年より増加 (21年度末)																																					
	個人株主数の推移	万人		3,996	4,482	4,479	前年より増加 (21年度末)																																					
	特定口座数の推移	万口座		806	847	887	前年より増加 (21年度末)																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																									

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課、監督局総務課金融会社室

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 (平成21年度実績評価書：210頁)</p>		<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-2-(1)</p>																							
<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの多様化・高度化、金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められている。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。</p>																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。</p> <p>(有効性) 資金移動業の創設に伴い、少額の為替取引について多様な業者の新規参入が可能となったことから、金融機関等における競争が促進され、利用者のニーズに合致した多様で質の高い決済サービスの提供が期待される。また、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗した。 さらに、銀行等保有株式取得機構の更なる活用を図ることにより、金融システムの安定性に資する効果があった。</p> <p>(効率性) 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたって、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めている。</p> <p>(反映の方向性) ・協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について、今後、協同組織金融機関の自主的な取組み状況等をフォローアップ ・新成長戦略において、企業・産業の成長を支える金融、成長を支えつつ、自らも成長する金融といった観点から今後検討を行う制度整備等に関する施策が掲げられたことも踏まえ、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計の取り組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="435 1361 1246 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内外の利用者ニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、定性的指標である。</p>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと								内外の利用者ニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																				
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと								内外の利用者ニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																							

平成21年度実績評価書要旨

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局担当部局名：局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

評価実施時期：平成22年8月

<p>施策名</p>	<p>中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進 (平成21年度実績評価書：215頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-2-(2)</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業金融等のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化を図る。 また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続していることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげている。 また、地域密着型金融の推進の面では、多様な取組みが実施されており、取組み全体についての利用者からの積極的評価は引き続き5割程度となっている。</p> <p>(効率性) 関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。</p> <p>(反映の方向性) ・きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る。 ・地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図るため、取組み事例の紹介・顕彰を実施し「地域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)を開催。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="435 1272 1246 1720"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること</td> <td>①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td>中小企業をはじめとした企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることから、企業金融の円滑化を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>②地域密着型金融の推進が図られること</td> <td>②地域密着型金融の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心となる担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること	①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化						毎年度	中小企業をはじめとした企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることから、企業金融の円滑化を図る必要がある。	②地域密着型金融の推進が図られること	②地域密着型金融の推進						毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心となる担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること	①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化						毎年度	中小企業をはじめとした企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることから、企業金融の円滑化を図る必要がある。																									
②地域密着型金融の推進が図られること	②地域密着型金融の推進						毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心となる担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p> <p>明日の安心と成長のための緊急経済対策</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p> <p>平成21年12月8日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ②地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p> <p>II. 具体的な施策 3. 景気 <金融対策> (3) 中小企業者等に対する金融の円滑化等 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるように施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。</p>																														

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室(再掲)、総務企画局企画課、検査局総務課

評価実施時期：平成22年8月

施策名	金融行政の透明性・予測可能性の向上 (平成21年度実績評価書：230頁)		施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-3-(1)																						
	<p>金融規制のさらなる質的向上(ベター・レギュレーション)の4本柱の一つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要であり、情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させる。</p>																								
施策の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために有効である。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努めることが必要である。</p> <p>(有効性) 金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られたことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮している。</p> <p>(効率性) 検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができた。 行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資する。また、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表は、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資する。 新着情報メール配信サービスについて、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張し、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・検査・監督上の重点項目や着眼点の明確化 ・行政処分事例集の更新・公表による金融機関における予測可能性の向上 ・金融機関との対話の充実 ・重要政策の外国語訳の推進や金融庁ウェブサイトの充実 ・ノーアクションレター制度の的確な運用及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること</td> <td>ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本アンケートは、21年6月以降実施しておりません。</p>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																			
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：

評価実施時期：平成22年8月

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

政策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施 (平成21年度実績評価書：242頁)		施策体系上の位置付け																																		
			業1-(1)-①																																		
政策の概要	ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 職員の専門能力の向上に向けて、金融技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」等を新設するなど、受講機会を拡大したことから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えている。</p> <p>(効率性) 研修資料については、両面印刷や集約印刷を積極的に行うなど、コストを意識した資料の作成に努めている。また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っている。</p> <p>(反映の方向性) ・研修内容の充実・強化</p>																																				
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">職員の資質の向上を図ること</td> <td rowspan="2">研修実施件数及び受講者数</td> <td>受講コース</td> <td>(18年度)</td> <td>58</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>—</td> <td rowspan="3">金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>(18年度)</td> <td>5,372</td> <td>6,590</td> <td>6,700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>受講生による研修内容に関する評価結果</td> <td>5段階評価</td> <td>3以上</td> <td>—</td> <td>3.9</td> <td>4.0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	職員の資質の向上を図ること	研修実施件数及び受講者数	受講コース	(18年度)	58	65	68	—	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。	受講者数	(18年度)	5,372	6,590	6,700	—	受講生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	3以上	—	3.9	4.0
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																											
				19年3月末	20年3月末	21年3月末																															
職員の資質の向上を図ること	研修実施件数及び受講者数	受講コース	(18年度)	58	65	68	—	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。																													
		受講者数	(18年度)	5,372	6,590	6,700	—																														
	受講生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	3以上	—	3.9	4.0	—																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																		

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：総務課企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、
総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、
証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (平成20年度実績評価書：247頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 業2-(1)-①</p>																																		
<p>政策の概要</p>	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、「電子政府構築計画」等に即し、業務・システムの最適化の実施、情報システム調達の適正化の取組みを行う。</p>																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) ①業務・システム最適化の実施 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、22年3月末までに納入予定であった設計工程にかかる成果物の納入が遅れていることから、設計・開発事業者に改善措置を行わせるなど、24年1月の新システム稼働に向け、取組みを充実させる必要がある。 ②情報システム調達の適正化 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (必要性) 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 (有効性) ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」②有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画③金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。 ①については、平成23年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれ、②については、21年度において、業務処理時間9,356時間、経費671,266千円の削減が図られた。また、③についても、21年度において、業務処理時間800時間、経費13,407千円の削減が図られた。 (効率性) 情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に設置した、長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によりコストの適正化を図った。 (反映の方向性) ・業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進。 ・引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="459 1339 1220 1955"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>経費削減額</td> <td rowspan="2">※ 上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>業務処理時間の短縮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図ること</td> <td>情報システム調達会議の実施内容</td> <td colspan="3">※ 本指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期を設定していません。</td> <td></td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議(了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額	※ 上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	業務処理時間の短縮					情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の実施内容	※ 本指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期を設定していません。					「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議(了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																						
				18年度	19年度	20年度																														
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額	※ 上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																													
	業務処理時間の短縮																																			
情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の実施内容	※ 本指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期を設定していません。					「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議(了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 新たな情報通信技術戦略</p>	<p>年月日 平成22年5月11日</p>	<p>記載事項(抜粋) III 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 ・「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し(行政刷新)を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。」</p>																																	

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：総務企画局企画課研究開発室

<p>施策名</p>	<p>専門性の高い調査研究の実施 (平成21年度実績評価書：254頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 業2-(2)-①</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいる。金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させる。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられる。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられる。</p> <p>(有効性) 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられる。また、研究成果をIMFセミナー等の場にて対外発信することにより、国際的な議論に貢献するとの課題についても成果を得つつある。さらに、こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後、(外部)アカデミズムの知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられる。</p> <p>(効率性) 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、センターDPは基本的にセンターウェブサイト上でのみ公表し、センター発行『FSAリサーチ・レビュー第6号』についても、必要最低限の印刷を行い有識者に配布することとどめ、センターウェブサイト上での公表を主として行っている。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされている。国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めること等により、効率的な開催を達成したと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・将来を見通した研究テーマの適切な選定 ・金融行政に関わる重要分野において、より一層実務に役立つ調査研究に加え、国際的な議論に貢献する研究等に取り組むといった研究内容の質の向上 ・国際的な場等における情報発信の強化 ・学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流の充実</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="435 1574 1246 1933"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること</td> <td>・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績							金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。	※左記指標は、定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績							金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。																									
※左記指標は、定性的指標である。																																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														